

社会資本整備総合交付金を活用できる物流関連インフラのリスト（1/5）

支援対象	基幹事業	効果促進事業
物流拠点 例）中継輸送拠点  例）トラックターミナル（荷扱場等）  例）共同荷捌き施設 	道路事業 - 一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業に対して支援可能。 都市再生整備計画事業 - 交付対象事業である「地域生活基盤施設」のうち、以下の施設として支援可能。 ①「駐車場（荷さばき駐車場）」 ②「荷物共同集配施設」 ※当該事業の対象として想定しているのは、商店街の共同荷捌き駐車場など、地域内で荷捌き車が路上駐車して渋滞が生じているような課題を解消することを目的としているものである。	左記の基幹事業を活用して整備する物流関連インフラの効果を一層高めるため、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途として、不特定多数の物流事業者等が利用する施設・機器等に対して支援可能。

※ 各支援メニューは、必ずしも「支援対象」に記載の施設を交付対象とすることが明確化されているものではないが、その場合であっても要綱等に基づく各種条件に合致する範囲で、「支援対象」の整備が可能な場合がある。

社会資本整備総合交付金を活用できる物流関連インフラのリスト（2/5）

支援対象	基幹事業	効果促進事業
休憩施設 	道路事業 一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業に対して支援可能。	左記の基幹事業を活用して整備する物流関連インフラの効果を一層高めるため、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途として、不特定多数の物流事業者等が利用する施設・機器等に対して支援可能。
	都市再生整備計画事業 - 交付対象事業である「高次都市施設」のうち、以下の施設として支援可能。 ①「地域交流センター」 ※当該事業の対象として想定しているのは、不特定多数が利用できる地域交流センターである。	

※ 各支援メニューは、必ずしも「支援対象」に記載の施設を交付対象とすることが明確化されているものではないが、その場合であっても要綱等に基づく各種条件に合致する範囲で、「支援対象」の整備が可能な場合がある。

社会資本整備総合交付金を活用できる物流関連インフラのリスト（3/5）

支援対象	基幹事業	効果促進事業
緑地交流スペース 	港湾事業 ・ 交付対象事業である「緑地等施設整備事業」として支援可能。 ※港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良を対象とする。	・ 左記の基幹事業を活用して整備する物流関連インフラの効果を一層高めるため、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途として、不特定多数の物流事業者等が利用する施設・機器等に対して支援可能。
	都市再生整備計画事業 ・ 交付対象事業である「地域生活基盤施設」のうち、以下の施設として支援可能。 ①緑地 ②広場 ※当該事業の対象として想定しているのは、不特定多数が利用することができ、中心市街地や観光地における回遊性を高めるためのポケットパークなど、公共空間と一体的な空間を構成して、多様な都市活動に利用できるものである。	
	広域活性化事業（広域連携事業） ・ 交付対象事業である「港湾管理者（都道府県）が実施する港湾環境整備事業」のうち、港湾環境整備施設の建設又は改良に関する事業に対して支援可能。 ※広域活性化法第2条第2項に定める拠点施設の整備に関連して一体的に実施することが必要となる事業、又は同法第2条第1項に定める広域的特定活動に伴う物資の流通に対応するために必要な事業に限られる。	

※ 各支援メニューは、必ずしも「支援対象」に記載の施設を交付対象とすることが明確化されているものではないが、その場合であっても要綱等に基づく各種条件に合致する範囲で、「支援対象」の整備が可能な場合がある。

社会資本整備総合交付金を活用できる物流関連インフラのリスト（4/5）

支援対象	基幹事業	効果促進事業
充電スタンド・蓄電池 	都市再生整備計画事業 ・ 交付対象事業である「地域生活基盤施設」のうち、以下の施設として支援可能。 ①公共施設又は公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等 ※当該事業の対象として想定しているのは、不特定多数が利用することができるものである。 ※売電目的で整備される施設は、当該事業の支援対象外。	・ 左記の基幹事業を活用して整備する物流関連インフラの効果を一層高めるため、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途として、不特定多数の物流事業者等が利用する施設・機器等に対して支援可能。

※ 各支援メニューは、必ずしも「支援対象」に記載の施設を交付対象とすることが明確化されているものではないが、その場合であっても要綱等に基づく各種条件に合致する範囲で、「支援対象」の整備が可能な場合がある。

社会資本整備総合交付金を活用できる物流関連インフラのリスト（5/5）

支援対象	基幹事業	効果促進事業
アクセス道路（臨港道路含む） 	道路事業 一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業に対して支援可能。	左記の基幹事業を活用して整備する物流関連インフラの効果を一層高めるため、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途として、不特定多数の物流事業者等が利用する施設・機器等に対して支援可能。
	港湾事業 交付対象事業である「港湾改修事業」として支援可能。 ※港湾法第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設を対象とする。	
	広域活性化事業（広域連携事業） - 都道府県が実施する一般国道、都道府県道の新設、改築又は修繕に関する事業に対して支援可能。 - 交付対象事業である「港湾管理者（都道府県）が実施する港湾改修事業」のうち、港湾施設のうち臨港交通施設の建設又は改良に関する事業に対して支援可能。 ※広域活性化法第2条第2項に定める拠点施設の整備に関連して一体的に実施することが必要となる事業、又は同法第2条第1項に定める広域的特定活動に伴う物資の流通に対応するために必要な事業に限られる。	

※ 各支援メニューは、必ずしも「支援対象」に記載の施設を交付対象とすることが明確化されているものではないが、その場合であっても要綱等に基づく各種条件に合致する範囲で、「支援対象」の整備が可能な場合がある。